



県章



平成28年
12月16日(金)
第9460号

目次

ページ

規 則	
○群馬県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則（子育て・青少年課）	2
告 示	
○土壌汚染対策法による区域指定（環境保全課）	3
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○道路の供用開始（同）	3
○同	4
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）	4
○道路の指定（建築課）	4
○道路位置の指定（同）	5
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	5
○政治団体の異動事項	6
○政治団体の解散届出	6
○資金管理団体の名称等	7
○資金管理団体の指定の取消し等	7
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（下水道総合事務所）	8
○同	10
落 札	
○落札者等の決定（建設企画課）	12
○同（会計課）	13

■ 規 則

群馬県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年十二月十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第八十号

群馬県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

群馬県青少年健全育成審議会規則(昭和三十六年群馬県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「群馬県青少年保護育成審議会」を「群馬県青少年健全育成審議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第331号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成28年12月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 富岡市富岡字鳥居基1261番1の一部、1265番3の一部、1265番4の一部、1269番2の一部、字小舟南2015番2の一部、曾木字九田13番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 テトラクロロエチレン

◎群馬県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下久屋渋川線	渋川市赤城町宮田字不動80番地先から同市同字同64番の1地先まで	前	12.2～16.2	79.8
			後	15.5～35.2	79.8

◎群馬県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	下久屋渋川線	渋川市赤城町宮田字不動80番地先から同市同字同64番の1地先まで	平成28年12月16日

◎群馬県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	綿貫篠塚線	佐波郡玉村町大字上新田1番の2地先から同郡同町大字下新田116番地先まで	平成28年12月16日

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成28年12月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成28年11月30日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こどもらんどBLESSING
- 3 代表者の氏名 中沢薫
- 4 主たる事務所の所在地 太田市台之郷町1167番地の1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、共働き・一人親の小学生の放課後等の生活を継続的に保障すること、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守るという学童保育の理念に基づき、放課後児童健全育成事業及び子供支援事業等を行い、子供の健全育成及び太田市周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成28年12月16日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	建築基準法第42条第1項第4号に	利根郡みなかみ町月夜野字悪戸78-12、78	延長 29.00 幅員 4.00	群馬県指令沼土第30433-1号

規定する道路	－13、80、106－ 2、107－5、78－ 12地先道路、107－ 6地先道路、106－2 地先道路の各一部	平成28年11月29日
--------	--	-------------

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年12月16日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字北下字千代開625-4	延長 31.00 幅員 4.60	群馬県指令前土第304-16号 平成28年11月24日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成28年12月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本 修平

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
小淵一明後援会	小淵一明	大山充	前橋市東片貝町425-7
	平成28年11月21日		
小暮けんじを育てる会	小暮堅志	阿部裕志	前橋市天川大島町2-14-16
	平成28年11月4日		
大日本皇神党	小林雅美	新井克之	渋川市北橋町真壁1214-21
	平成28年11月7日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成28年12月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党群馬県連合	会計責任者の氏名	三木富司	関口直子	平成28年10月31日
自由民主党群馬県宅建支部	会計責任者の氏名	加納紀一郎	久保田文芳	平成28年11月18日
自由民主党群馬県ちんたい支部	政治団体の名称	自由民主党群馬県ちんたい支部	自由民主党群馬県全管協 ちんたい支部	平成28年10月20日
自由民主党群馬県トラック支部	代表者の氏名	武井宏	三浦文雄	平成28年6月8日
自由民主党沼田支部	主たる事務所の所在地	沼田市東倉内町771	沼田市上原町1756-200	平成28年11月7日
	代表者の氏名	金井康夫	星野巳喜雄	平成28年11月7日
	会計責任者の氏名	星野稔	大竹博之	平成28年11月7日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬県宅建政治連盟	会計責任者の氏名	加納紀一郎	久保田文芳	平成28年11月18日
群馬県トラック政治連盟	代表者の氏名	武井宏	三浦文雄	平成28年6月8日

◎群馬県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成28年12月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
遠藤重吉後援会	田島眞市	平成28年10月30日
柴田和正市政研究会	柴田和正	平成28年10月31日
政治結社忠真会	須田利夫	平成28年9月30日
松岡好雄後援会	入澤信常	平成28年11月1日
三好直明を応援する会	三好直明	平成27年4月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成28年12月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小淵一明	前橋市議会議員	小淵一明後援会	前橋市東片貝町425-7	平成28年11月18日
小暮堅志	前橋市議会議員	小暮けんじを育てる会	前橋市天川大島町2-14-16	平成28年11月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成28年12月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
柴田和正	柴田和正市政研究会	平成28年10月31日
三好直明	三好直明を応援する会	平成27年4月1日

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成28年12月16日

群馬県下水道総合事務所長 村田 知宏

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 県央水質浄化センターで使用する電気 年間予定使用電力量 17,668,000kWh

予定使用電力量は、平成29年度の使用予定量（内訳は県央水質浄化センター電気需給仕様書参照）であり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。

- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び県央水質浄化センター電気需給仕様書による。

- (3) 供給期間 平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

- (4) 需要場所 県央水質浄化センター 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1

- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成28年12月28日（水）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、平成29年1月17日（火）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。
- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 平成26年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が0.579kg-CO₂/kWh以下であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係(担当 山口) 電話0270-65-7557

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 平成28年12月16日(金)から平成29年1月17日(火)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成29年1月23日(月)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成29年1月17日(火)午後5時(受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参(郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する電気 入札参加資格確認申請書 在中」と朱書きすること。)

ウ 提出部数 1部

(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年2月1日(水)午後1時30分 群馬県下水道総合事務所3階視聴覚室(郵送による場合は、書留郵便とし、同年1月31日(火)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「平成29年2月1日開札 県央水質浄化センターで使用する電気 入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tomohiro Murata, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Kenou Water Purification Center / Amount of electric power scheduled for annual use: 17,668,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2017 to March 31, 2018
- (4) Place of Use: Kenou Water Purification Center
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 17, 2017 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: February 1, 2017 at 1:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 31, 2017 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成28年12月16日

群馬県下水道総合事務所長 村田知宏

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 桐生水質浄化センターで使用する電気 年間予定使用電力量 2,862,000 kWh
予定使用電力量は、平成29年度の使用予定量（内訳は桐生水質浄化センター電気需給仕様書参照）であり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び桐生水質浄化センター電気需給仕様書による。
- (3) 供給期間 平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで
- (4) 需要場所 桐生水質浄化センター 群馬県桐生市広沢町七丁目5005番地
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成28年12月28日(水)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、平成29年1月17日(火)午後5時までに資格者名簿の登録を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 平成26年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が0.579kg-CO₂/kWh以下であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係(担当 山口) 電話0270-65-7557
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 平成28年12月16日(金)から平成29年1月17日(火)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成29年1月23日(月)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成29年1月17日(火)午後5時(受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参(郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「桐生水質浄化センターで使用する電気 入札参加資格確認申請書 在中」と朱書きすること。)

ウ 提出部数 1部

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年2月1日(水)午後2時 群馬県下水道総合事務所3階視聴覚室(郵送による場合は、書留郵便とし、同年1月31日(火)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「平成29年2月1日開札 桐生水質浄化センターで使用する電気 入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tomohiro Murata, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Kiryu Water Purification Center / Amount of electric power scheduled for annual use: 2,862,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2017 to March 31, 2018
- (4) Place of Use: Kiryu Water Purification Center
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 17, 2017 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: February 1, 2017 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 31, 2017 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557(Japanese language only)

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

平成28年12月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 平成28年度土木総合システム用機器 デスクトップ型パソコン212台及びノート型パソコン1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部建設企画課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成28年11月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 群馬営業所 群馬県前橋市表町二丁目9番9号
- 5 落札金額 36,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成28年10月7日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年12月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 凍結防止剤散布車(3t級、乾式、4×4) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年11月11日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 日の丸ディーゼル株式会社 群馬県前橋市高井町一丁目35番地32
- 5 随意契約に係る契約金額 18,792,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
